

熊本城文化財修復検討委員会運営要綱

制定 平成31年 3月14日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、熊本城文化財修復検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 発掘調査に関すること
- (2) 石垣の修復に関すること
- (3) 重要文化財建造物の修復に関すること
- (4) 再建・復元建造物の修復に関すること
- (5) その他、文化財の修復に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員20名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、熊本城調査研究センターにおいて行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。